官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境三）　一
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一四〇）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一七二四～一七二九）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇一一、一〇一二）　五
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一〇一三）　五
○道路に関する件（東北地方整備局八六）　六
○道路に関する件（九州地方整備局一二五、一二六）　六
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣府　六
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　六
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　六
保障契約証明書の無効について（沖縄総合事務局）　六
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　七
〔公　告〕
諸事項　七
官庁
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　二七

省令

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第三号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第十九条第一項、第二項第九号及び第三項第四号の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十七日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（申請書の記載事項） **第二条**　法第十九条第二項第九号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（特定農畜水産物等が第四条第一号又は第二号に該当する場合にあっては第八号から第十四号までに掲げる事項を、第四条第三号又は第四号に該当する場合にあっては第六号及び第七号に掲げる事項を除く。）とする。 一・二　（略） 三　特定肥飼料等の原材料となる食品循環資源及びそれ以外の原材料の種類及び量 四・五　（略） 六　特定農畜水産物等の種類ごとのその生産に利用される特定肥飼料等（当該再生利用事業計画に従って製造されるものに限る。）の種類及び量	（申請書の記載事項） **第二条**　法第十九条第二項第九号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　特定肥飼料等の製造に使用される食品循環資源及びそれ以外の原材料の種類及び量 四・五　（略） 六　特定農畜水産物等の種類ごとのその生産に使用される特定肥飼料等（当該再生利用事業計画に従って製造されるものに限る。）の種類及び量

七　特定農畜水産物等の種類ごとのその生産に利用される特定肥飼料等以外の肥料、飼料その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第百七十六号。以下「令」という。）第二条各号に定める製品の種類及び量

八　特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物又は飼養された家畜の排せつ物を原料とする肥料、飼料その他令第二条各号に定める製品（以下「特定肥飼料等利用肥飼料等」という。）の種類、名称及び製造量

九　特定肥飼料等利用肥飼料等の製造及び販売の開始年月日

十　特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物又は飼養された家畜の排せつ物であって、特定肥飼料等利用肥飼料等の原材料となるもの（以下「特定肥飼料等利用生産物等」という。）及びそれ以外の原材料の種類及び量

十一　特定農畜水産物等の種類ごとのその生産に利用される特定肥飼料等利用肥飼料等（当該再生利用事業計画に従って製造されるものに限る。）の種類及び量

十二　特定農畜水産物等の種類ごとのその生産に利用される特定肥飼料等利用肥飼料等以外の肥料、飼料その他令第二条各号に定める製品の種類及び量

十三　特定肥飼料等利用生産物等の種類ごとのその生産に利用される特定肥飼料等（当該再生利用事業計画に従って製造されるものに限る。）の種類及び量

十四　特定肥飼料等利用生産物等の種類ごとのその生産に利用される特定肥飼料等以外の肥料、飼料その他令第二条各号に定める製品の種類及び量

（特定農畜水産物等）

第四条　法第十九条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物（特定肥飼料等利用肥飼料等の原材料となる農畜水産物を除く。）

七　特定農畜水産物等の種類ごとのその生産に使用される特定肥飼料等以外の肥料、飼料その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条各号に定める製品の種類及び量　（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（特定農畜水産物等）

第四条　法第十九条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物

二　（略）

三　特定肥飼料等利用肥飼料等の利用により生産された農畜水産物

四　前号に掲げる農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品であって、当該食品の原料又は材料として使用される農畜水産物に占める前号に掲げる農畜水産物の重量の割合が五十パーセント以上のもの

（特定農畜水産物等の食品関連事業者による利用量）

第五条　法第十九条第三項第四号の主務省令で定めるところにより算定される量は、特定農畜水産物等が前条第一号又は第二号に該当する場合にあっては付録第一の、前条第三号又は第四号に該当する場合にあっては付録第二の算式により算定される量とする。

付録第一（第五条関係）

$$(A-B)\times\{(C\div D)\times(E\div F)\}\times 0.5$$

Aは、当該再生利用事業計画に従って農林漁業者等が生産する特定農畜水産物等の量

Bは、当該特定農畜水産物等のうち、当該農林漁業者等が当該食品関連事業者以外にその販売先を確保しているものの量

Cは、当該特定肥飼料等の原材料となる食品循環資源のうち、当該食品関連事業者が排出するものの量

Dは、当該特定肥飼料等の原材料の量

Eは、当該農林漁業者等が当該特定農畜水産物等の生産に利用する特定肥飼料等（当該再生利用事業計画に従って製造されるものに限る。）の量

Fは、当該特定農畜水産物等の生産に利用される肥料、飼料その他令第二条各号に定める製品の総量

二　（略）

（新設）

（特定農畜水産物等の食品関連事業者による利用量）

第五条　法第十九条第三項第四号の主務省令で定めるところにより算定される量は、付録の算式により算定される量とする。

付録（第五条関係）

$$(A-B)\times\{(C\div D)\times(E\div F)\}\times 0.5$$

Aは、当該再生利用事業計画に従って農林漁業者等が生産する特定農畜水産物等の量

Bは、当該特定農畜水産物等のうち、当該農林漁業者等が当該食品関連事業者以外にその販売先を確保しているものの量

Cは、当該特定肥飼料等の製造に使用される食品循環資源のうち、当該食品関連事業者が排出するものの量

Dは、当該特定肥飼料等の製造に使用される原材料の量

Eは、当該農林漁業者等が当該特定農畜水産物等の生産に使用する特定肥飼料等（当該再生利用事業計画に従って製造されるものに限る。）の量

Fは、当該特定農畜水産物等の生産に使用される肥料、飼料その他令第二条各号に定める製品の総量

付録第二（第五条関係）

$$(A-B)\times\{(C\div D)\times(E\div F)\times(G\div H)\times(I\div J)\}\times 0.5$$

Aは、当該再生利用事業計画に従って農林漁業者等が生産する特定農畜水産物等の量

Bは、当該特定農畜水産物等のうち、当該農林漁業者等が当該食品関連事業者以外にその販売先を確保しているものの量

Cは、当該特定肥飼料等の原材料となる食品循環資源のうち、当該食品関連事業者が排出するものの量

Dは、当該特定肥飼料等の原材料の量

Eは、当該農林漁業者等が当該特定肥飼料等利用生産物等の生産に利用する特定肥飼料等（当該再生利用事業計画に従って製造されるものに限る。）の量

Fは、当該特定肥飼料等利用生産物等の生産に利用される肥料、飼料その他令第二条各号に定める製品の総量

Gは、当該特定肥飼料等利用肥飼料等の原材料となる当該特定肥飼料等利用生産物等の量

Hは、当該特定肥飼料等利用肥飼料等の原材料の量

Iは、当該農林漁業者等が当該特定農畜水産物等の生産に利用する特定肥飼料等利用肥飼料等（当該再生利用事業計画に従って製造されるものに限る。）の量

Jは、当該特定農畜水産物等の生産に利用される肥料、飼料その他令第二条各号に定める製品の総量

（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

その他告示

○法務省告示第百四十号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十一月十七日

法務大臣　平口　洋

広島法務局所属　小原　浩司
同　秦　愼也
同　佐々木　亘
同　石本　仁
同　仁田　良行
同　高見　鈴子
同　太田　雅也
同　岩﨑　正彦
同　宮本　典幸
同　曳野　久男
同　田中　康裕
同　新井　浩司
同　直江　啓司
同　永瀬　忠
同　中山　浩行
同　関口　正木
同　相原　茂
同　吉波　佳希
同　次田　和明
同　波多野新一
同　難波　宏
同　野口　勝久
同　久保井浩美
同　中島　仁志
同　三浦　信幸
同　中本　昌彦
同　山本　芳郎
同　瀧村　剛
同　山口　博之
同　戸津　利彦
同　菅野　俊明
同　潮見　直之
同　松田　淳一
同　金沢　和憲
同　槇　二葉
同　小沢　正明
同　山口　均
同　鈴木　桂子
同　佐藤　浩雄
同　田沼　浩
同　三村　篤
同　遠藤　伸子
同　齊藤　照彦
同　長橋　範夫
同　榮　孝也
同　中野　亨
同　小泉　敏彦
同　芳見　孝行
同　降簱　元
同　黒川　琢朗
同　工藤　俊二
秋田地方法務局所属　大和谷　敦
同　西山　悟
青森地方法務局所属　中川　一人
同　小山　浩幸
同　山家　史朗

○農林水産省告示第千七百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県四万十市西土佐半家字宮ノ川二〇三五、字宮ノ川北平二〇三六、二〇三七の一から二〇三七の三まで、字宮ノ尾二〇三八の一から二〇三八の八まで、字樋ノサコ二〇三三、字平四郎小場二〇三四の一、字矢倉二〇一七の一、二〇一七の七から二〇一七の一一まで、二〇一七の一三から二〇一七の二〇まで、二〇一七の二二から二〇一七の三七まで、二〇一七の四二から二〇一七の五〇まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　高知県四万十市勝間字サカリノ山一六三一の一、一六三一の二、字ザレガ峠一六三五、字ツルタニ山一六〇四の一、一六〇五の一、一六〇六、一六〇七、一六〇八の一、一六〇九の一から一六〇九の二〇まで、一六〇九の二六から一六〇九の三七まで、一六一〇の一、一六一一の一、一六一二の一、一六一三、一六一四の一、一六一四の二、字永野山一六二七の一から一六二七の七まで、一六二七の一〇、一六二七の一一、一六二八、一六二九、字笠松山一六一五の一、一六一五の二、一六一六の一、一六一七の一、一六一七の三から一六一七の五まで、一六一七の八から一六一七の一まで、一六一八の一から一六一八の四まで、字足川日ノ平一六三〇、字足川影平一六三二の一から一六三二の三まで、一六三三の六、一六三三の七、一六三三の九、字力石山一五九三の一から一五九三の二まで、一五九四、一五九五、一五九六の一、一五九六の二、一五九七の一から一五九七の三まで、一五九八
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十六号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和七年十一月十七日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　高知県四万十市常六字ゴゼバイ七九一の一、七九一の三、七九一の四、七九一の七から七九一の一六まで、七九一の二四、七九一の二六、七九一の二七、七九一の二八、七九一の三〇、七九一の三三、七九一の四六、七九一の五二、七九一の五五から七九一の五八まで、字マキマツ七九〇の一、七九〇の二、七九〇の六、七九〇の一三から七九〇の一五まで、七九〇の三五、字山ノ谷七七〇の一、七七〇の三、字千地下風七六八、片魚字サルバシリ一六四五の二から一六四五の四まで、一六四五の六、一六四五の七、一六四五の一〇から一六四五の一八まで、字ニホンマツ一六六六の一から一六六六の二六まで、一六六七、字ヲヲギノ五七七から五八二まで、一六三八の一から一六三八の二一まで、字杓子森山一六六九の五・一六六九の六（以上二筆国有林）、一六六九の一から一六六九の四まで、字大森山一六四七の一九・一六四七の二〇（以上二筆国有林）、六八六、六八八から六九二まで、一六四七の一、一六四七の六、一六四七の八、一六四七の九、一六四七の一一から一六四七の一五まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十七号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和七年十一月十七日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　高知県四万十市西土佐口屋内字下表山九六四の一から九六四の一一まで、九六六、九六七の三、九六七の四、九六七の七、字上ミ利助九一二の五から九一二の八まで、九一二の一六、九一二の二五、九一二の二七から九一二の三三まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十八号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和七年十一月十七日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県登米市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
　(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　登米市（次の図に示す部分に限る。）
　(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県登米市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
　(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　登米市（次の図に示す部分に限る。）
　(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県登米市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
　(1)　主伐は、択伐による。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和七年十一月十七日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　高知県高岡郡檮原町井高九一三、九一三の二、九一三の三、九一四、九四一の二、九五三、九五四、横貝四七六、五七〇、上組一六、一七、五七、太田戸五一六、茶や谷八〇九、八一三、八三六の一から八三六の三まで、八三八、八三九の一から八三九の三まで、中の川一一五、一一五の二、一一七
二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
今宿谷川三
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を令和五年国土交通省告示第十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱六号と七号を結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県福岡市西区今宿上ノ原
道徳　九三二番三三　一号から三号まで
九三二番三二　四号
九三二番三一　五号
九三二番六四　六号及び七号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱八号から十号までを順次結んだ線及び標柱八号と十号を令和五年国土交通省告示第十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県福岡市西区今宿上ノ原
道徳　九三二番五〇　八号から十号まで

○国土交通省告示第千十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桑の河内川
二　砂防法第二条の土地の表示
福岡県那珂川市大字五ケ山の区域内の土地のうち、次の一点から五十四点までを順次結んだ線及び一点と五十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 25′ 13.3037″	130° 25′ 13.9945″
2	33° 25′ 12.2215″	130° 25′ 15.4666″
3	33° 25′ 10.2463″	130° 25′ 17.5856″
4	33° 25′ 09.4994″	130° 25′ 22.2360″
5	33° 25′ 08.0244″	130° 25′ 24.6836″
6	33° 25′ 07.3111″	130° 25′ 25.3364″
7	33° 25′ 07.0231″	130° 25′ 26.3452″
8	33° 25′ 10.7683″	130° 25′ 27.6095″
9	33° 25′ 08.4887″	130° 25′ 29.8313″
10	33° 25′ 10.8526″	130° 25′ 33.1032″
11	33° 25′ 11.1049″	130° 25′ 34.7651″
12	33° 25′ 08.6529″	130° 25′ 33.0423″
13	33° 25′ 06.6906″	130° 25′ 34.4511″
14	33° 25′ 05.1819″	130° 25′ 33.4362″
15	33° 25′ 04.4904″	130° 25′ 35.0461″
16	33° 25′ 00.2412″	130° 25′ 38.3780″
17	33° 24′ 59.6161″	130° 25′ 37.9816″
18	33° 24′ 59.6561″	130° 25′ 36.7721″
19	33° 24′ 59.4048″	130° 25′ 36.8044″
20	33° 24′ 59.3986″	130° 25′ 36.9458″
21	33° 24′ 58.9928″	130° 25′ 37.1098″
22	33° 24′ 58.7529″	130° 25′ 37.2960″
23	33° 24′ 57.2786″	130° 25′ 37.0863″
24	33° 24′ 55.8351″	130° 25′ 40.7775″
25	33° 24′ 51.8024″	130° 25′ 39.4075″
26	33° 24′ 51.6074″	130° 25′ 34.7898″
27	33° 24′ 52.7418″	130° 25′ 33.6432″
28	33° 24′ 54.0480″	130° 25′ 34.3434″
29	33° 24′ 54.7316″	130° 25′ 34.9705″
30	33° 24′ 55.1974″	130° 25′ 34.6148″
31	33° 24′ 52.9396″	130° 25′ 30.0898″
32	33° 24′ 52.0889″	130° 25′ 29.6489″
33	33° 24′ 52.1575″	130° 25′ 28.2206″
34	33° 24′ 51.1058″	130° 25′ 27.6829″
35	33° 24′ 51.0829″	130° 25′ 26.3081″
36	33° 24′ 47.8550″	130° 25′ 26.1442″
37	33° 24′ 46.8246″	130° 25′ 24.8777″
38	33° 24′ 46.8059″	130° 25′ 23.6307″
39	33° 24′ 48.2983″	130° 25′ 22.1715″
40	33° 24′ 50.3028″	130° 25′ 24.4348″
41	33° 24′ 51.8496″	130° 25′ 26.8667″
42	33° 24′ 55.7221″	130° 25′ 34.8642″
43	33° 24′ 57.7457″	130° 25′ 35.5552″
44	33° 24′ 59.7856″	130° 25′ 35.9090″
45	33° 25′ 02.3586″	130° 25′ 34.8189″
46	33° 25′ 05.4043″	130° 25′ 31.9543″
47	33° 25′ 07.0881″	130° 25′ 31.3095″
48	33° 25′ 07.8409″	130° 25′ 29.9777″
49	33° 25′ 05.8907″	130° 25′ 27.8451″
50	33° 25′ 07.1345″	130° 25′ 23.8278″
51	33° 25′ 08.8012″	130° 25′ 22.3080″
52	33° 25′ 09.5024″	130° 25′ 15.4339″
53	33° 25′ 10.9468″	130° 25′ 13.5111″
54	33° 25′ 12.2705″	130° 25′ 13.2300″

○東北地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十七日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　宮城県宮城郡松島町松島字普賢堂五四番四から同町松島字垣ノ内四三番一五まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月十七日

○国土交通省告示第千十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年十一月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桑の河内川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
昭和四十一年建設省告示第二千八百十七号で指定した桑の河内川に掲げる土地の区域
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桑ノ河内川左支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
昭和四十四年建設省告示第四百十八号で指定した同号五に掲げる土地の区域
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桑の河内川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
平成二十五年国土交通省告示第八百三十六号で指定した同号八に掲げる土地の区域

○九州地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十七日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
糸島市二丈福井字深町五三九二番三から同市福吉一丁目五四二五番三まで	前	一二・四〇～一四・五七メートル	○・二〇〇キロメートル	
	後	一二・四〇～一四・五七メートル	○・二〇〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十七日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二号	糸島市二丈福井字深町五三九二番三から同市福吉一丁目五四二五番三まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月十七日

国会事項

衆議院

質問書提出

十一月十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

仮装身分捜査の検挙実績等に関する質問主意書（藤原規眞提出）

存立危機事態に関する質問主意書（斉藤鉄夫提出）

非核三原則に関する質問主意書（斉藤鉄夫提出）

「責任ある積極財政」に関する質問主意書（松尾明弘提出）

人事異動

内閣府

税制調査会委員に任命する（十一月十三日）

大隅　隆

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十七日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
宮城県宮城郡松島町松島字普賢堂五四番四から同町松島字垣ノ内四三番一五まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十一月十七日

(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十七日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
糸島市二丈福井字深町五三九二番三から同市福吉一丁目五四二五番三まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十一月十七日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

保障契約証明書の無効について

次の保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁等損害賠償保障法第四十四条において準用する第十七条第四項及び第五十二条において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行ったので、当該保障契約証明書が左記に記載の失効年月日以降無効となったことを同法施行規則第十三条第三項及び第二十条第三項の規定に基づき、公示する。

令和七年十一月十七日

沖縄総合事務局長　小八木大成

保障契約証明書番号	船名	船舶番号又は信号符字	国籍	交付年月日	失効年月日
BK－OK－25－000038	フェリーたらまⅢ	JD5033	日本	令和七年九月十六日	令和七年十月二十六日
WR－OK－25－000052					

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８－12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和７年11月14日をもって満了した。

令和７年11月17日

人事院事務総局人材局企画課長　澤田　晃一

記

2024年度経験者採用試験（係長級（事務））

諸事項

公告

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０８２号

東京都中央区日本橋富沢町９番10号稲村ビル７階
清算株式会社　株式会社エステーホーム
代表清算人　島村　　勉
1　決定年月日　令和７年10月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１４号

香川県木田郡三木町大字井戸621番地１
清算株式会社　株式会社ＰＳＫ
代表清算人　白井新一郎
1　決定年月日　令和７年11月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

高松地方裁判所民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２００１号

青森県三戸郡三戸町大字六日町40番地２
清算株式会社　株式会社マルト
1　決定年月日　令和７年10月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。

青森地方裁判所八戸支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０４２号

東京都目黒区原町２丁目１番19号
清算株式会社　株式会社ＡＫ
代表清算人　秋元　　茂
1　決定年月日　令和７年10月30日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　利息・遅延損害金の免除

清算株式会社は、協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に協定債権者から全額免除を受ける。

2　弁済の場所及び端数の処理

本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

第２　一般債権

1　定義

一般債権とは、協定債権のうち第３に定める関係者債権、開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。

2　弁済及び免除

⑴　免除

一般債権者は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。

⑵　新たな財産が発見された場合の追加弁済

ア　本協定認可決定確定後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存する場合は、当該残額を別紙「債権額一覧表」記載の各債権額に応じて按分して弁済する。

イ　アによる弁済を行った場合は、⑴に基づく免除は、当該追加弁済額を限度としてアに基づく弁済時に遡って効力を失う。

第３　関係者債権

1　定義

関係者債権とは、協定債権のうち、秋元茂、秋元直美、秋元淳一が有するものをいう。

2　関係者債権についての免除

関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する関係者債権の全額につき、その債務を免除する。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３号

兵庫県伊丹市北河原４丁目２番15号
清算株式会社　株式会社マックス
1　決定年月日　令和７年10月30日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者が有する協定債権の元金の0.108％の金員（１円未満を四捨五入）を、本協定の認可決定が確定した日から２週間以内に弁済し、各協定債権者は、この弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権に対応する債務の総額（元金、利息および損害金）から各弁済額を控除した残額につき、全部免除する。

2　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元金の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

3　前項の費用を除く未精算の清算費用は清算人の負担とする。

神戸地方裁判所伊丹支部

監督命令

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は甲は、令和七年六月十九日付、官報（号外第一三六号）一六四頁、乙は、同年九月十七日付、官報（号外第二〇八号）五十五頁にそれぞれ掲載しております。

令和七年十一月十七日

札幌市中央区北六条西十六丁目一番地五
（甲）株式会社竹山
代表取締役　土田　拓也

札幌市中央区北六条西十六丁目一番地五
（乙）株式会社エイエックス
代表取締役　山下　秀樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月十四日
掲載頁　四十頁（号外第五十二号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月十四日
掲載頁　三十九頁（号外第五十二号）

（丁）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月十四日
掲載頁　四十頁（号外第五十二号）

（戊）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月十四日
掲載頁　三十九頁（号外第五十二号）

令和七年十一月十七日

東京都港区北青山二丁目五番八号
（甲）株式会社オークネット
代表取締役社長ＣＥＯ　藤崎慎一郎

東京都港区北青山二丁目五番八号
（乙）株式会社オークネット・モーターサイクル
代表取締役社長　藤原　啓介

東京都港区北青山二丁目五番八号
（丙）株式会社オークネット・アグリビジネス
代表取締役社長　尾﨑　進

東京都港区北青山二丁目五番八号
（丁）株式会社オークネット・コンシューマープロダクツ
代表取締役社長　齋藤　康人

東京都港区北青山二丁目五番八号
（戊）株式会社オークネットメディカル
代表取締役社長　藤崎　真弘

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　一八四頁（号外第一三三号）

令和七年十一月十七日

東京都品川区北品川五丁目五番二六号

（甲）株式会社第一興商

代表取締役　保志　忠郊

東京都品川区東五反田一丁目二四番二号

（乙）株式会社Ａｉｒｓｉｄｅ

代表取締役　照井　佳典

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.jrc.co.jp/jp/index.html

（乙）https://www.jrc-m.co.jp

令和七年十一月十七日

東京都三鷹市牟礼六丁目二一番一一号

（甲）日本無線株式会社

代表取締役　小洗　健

東京都中央区日本橋人形町二丁目三一番一一号

（乙）ＪＲＣモビリティ株式会社

代表取締役　中川　明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　二四〇頁（号外第一四八号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十八日

掲載頁　一一八頁（号外第一六六号）

令和七年十一月十七日

東京都江戸川区東篠崎二丁目三番二号

（甲）王子パッケージング株式会社

代表取締役　神野　安朗

静岡県富士市平垣三〇〇番地

（乙）富士王子パッケージング紙業株式会社　代表取締役　蟹江　弘之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年一月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二四七頁（号外第一六九号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　二一二頁（号外第一四八号）

令和七年十一月十七日

東京都品川区東大井五丁目二二番五号

（甲）三愛リテールサービス株式会社

代表取締役社長　小寺　啓司

東京都品川区東大井五丁目二二番五号

（乙）株式会社ティー・アンド・ピー

代表取締役社長　江原　学

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月二十九日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十五日

掲載頁　一〇三頁（号外第一七〇号）

令和七年十一月十七日

東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号

（甲）ＲＩＺＡＰ株式会社

代表取締役　瀬戸　健

東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号

（乙）健康コーポレーション株式会社

代表取締役　瀬戸　健

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.beauty-kadan-east.jp/

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月十七日

東京都葛飾区白鳥四丁目八番一四号

（甲）株式会社ビューティ花壇東日本

代表取締役　渡邊　一功

福島県喜多方市字一丁目四五四一番地一

（乙）有限会社さかいや生花店

代表取締役　長谷川　誠

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十五日

掲載頁　八十一頁（号外第一〇七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十五日

掲載頁　八十七頁（号外第一〇七号）

令和七年十一月十七日

東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号

（甲）楽天インサイト・グローバル株式会社　代表取締役　渡邉　秀文

東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号

（乙）楽天インサイト株式会社

代表取締役　渡邉　秀文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十四日

掲載頁　三十五頁（号外第八十三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十四日

掲載頁　三十一頁（号外第八十三号）

令和七年十一月十七日

神奈川県愛甲郡愛川町中津四〇二四番地

（甲）株式会社ニチベイ化工

代表取締役　田中　明裕

栃木県佐野市高萩町字石原七七四番地一

（乙）株式会社東日本ブラインド製作所

代表取締役　杉本　雅孝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十四日

掲載頁　三十五頁（号外第八十三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十四日

掲載頁　三十一頁（号外第八十三号）

令和七年十一月十七日

神奈川県愛甲郡愛川町中津四〇二四番地

（甲）株式会社ニチベイ化工

代表取締役　田中　明裕

広島市佐伯区石内北五丁目四番二〇号

（乙）株式会社西日本ブラインド製作所

代表取締役　杉本　雅孝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月十七日
掲載頁　七十九頁（号外第五十三号）
訂正公告掲載　令和七年三月三十一日付官報（第一四三四号）三十二頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　一一〇頁（号外第七十二号）

令和七年十一月十七日
長野県長野市稲里町一一六三番地
（甲）長野日本無線株式会社
代表取締役　大葉　晴彦
長野県佐久市御馬寄字石突四七九番地
（乙）浅科ニチム株式会社
代表取締役　中澤　浩一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月十七日
掲載頁　七十九頁（号外第五十三号）
訂正公告掲載　令和七年三月三十一日付官報（第一四三四号）三十二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月二十八日
掲載頁　十一頁

令和七年十一月十七日
長野県長野市稲里町一一六三番地
（甲）長野日本無線株式会社
代表取締役　大葉　晴彦
長野県長野市稲里町一一六三番地
（乙）長野日本無線マニュファクチャリング株式会社
代表取締役　小林　等

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十七日
愛知県安城市上条町東組一番地
（甲）合同会社サウスパレス
代表社員　渡邊久美子
愛知県安城市上条町東組一番地
（乙）合同会社イーストワン
代表社員　渡邊久美子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月十七日
掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月十七日
掲載頁　二頁

令和七年十一月十七日
大阪市中央区本町二丁目三番八号
（甲）株式会社キノシタ
代表取締役　髙園　真樹
東京都千代田区丸の内二丁目四番一号
（乙）ＡＢ５Ａ２４０３株式会社
代表取締役　安藤　慶

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）http://www.meitanhonpo.jp

令和七年十一月十七日
大阪市中央区道修町四丁目四番一〇号
（甲）小林製薬株式会社
代表取締役　豊田　賀一
和歌山県紀の川市北勢田一〇八八番地一一
（乙）株式会社梅丹本舗
代表取締役　千葉　和紀

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により長野日本無線株式会社（乙、住所長野県長野市稲里町一一六三番地）の営むソリューション事業・特機事業・ＩＣＴメカトロニクス事業・製造機能を除くコンポーネント事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.jrc.co.jp/jp/index.html
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月十七日
掲載頁　七十九頁（号外第五十三号）
訂正公告掲載　令和七年三月三十一日付官報（第一四三四号）三十二頁

令和七年十一月十七日
東京都三鷹市牟礼六丁目二一番一一号
日本無線株式会社
代表取締役　小洗　健

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により上田日本無線株式会社（乙、住所長野県上田市踏入二丁目一〇番一九号）の営む無線応用事業（セキュリティ機器、情報機器、クレーンリモコン、その他無線応用機器の製造機能を除く開発、設計、販売等に係る事業）に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.jrc.co.jp/jp/index.html
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　一一七頁（号外第七十二号）

令和七年十一月十七日
東京都三鷹市牟礼六丁目二一番一一号
日本無線株式会社
代表取締役　小洗　健

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の飲食事業及びヘアサロン事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月十三日
掲載頁　二頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月十三日
掲載頁　二頁

令和七年十一月十七日
沖縄県那覇市曙三丁目一六番一六―七〇三
（甲）株式会社ファイブセンス
代表取締役　中原　敏
福岡市中央区高砂二丁目二四番一二号二階
（乙）株式会社ディーエムエー
代表取締役　中原　敏

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＳＤＩ株式会社（住所福岡市中央区小笹一丁目一八番三九号）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月十三日
掲載頁　二頁

令和七年十一月十七日
福岡市中央区高砂二丁目二四番一二号二階
株式会社ディーエムエー
代表取締役　中原　敏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社尚親とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月17日

北海道苫小牧市美原町一丁目九番一五号

合同会社尚親

代表社員　鈴木　尚樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和７年12月20日であり、組織変更後の商号は株式会社富谷商店とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月17日

秋田県湯沢市大町二丁目一番二五号

合資会社富谷商店

代表社員　富谷　公治

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月17日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

ｒｉｎｆｉｎｉｔｙ合同会社

代表社員　宮川　一成

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月17日

石川県白山市橋爪町四七八番地一三

ＣＴＫ合同会社

代表社員　石黒　真子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月17日

静岡市葵区伝馬町一―二ホテルシティオ静岡三Ｆ

合同会社Ｅ　Ｌｉｆｅ

代表社員　鈴木　直矢

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和８年１月７日であり、組織変更後の商号は株式会社ライト商会とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月17日

京都市中京区紙屋町三七二―二

合同会社ライト商会

代表社員　粟野　絢也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月17日

名古屋市中区金山一丁目六番二号ＦＩビル二階

合同会社ｕｎｉＣ

代表社員　近藤　裕也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和８年１月７日であり、組織変更後の商号は株式会社ライト商会とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月17日

京都市中京区紙屋町三七二―二

合同会社ライト商会

代表社員　粟野　絢也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月17日

大阪府東大阪市下小阪五丁目四番一〇―八〇五号

合同会社Ｈｏｎｕ

代表社員　長　明子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月17日

大阪市平野区喜連二丁目三番一五号

シーケープランニング合同会社

代表社員　近見加寿貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月17日

大阪市中央区平野町二丁目三番七号アーバンエース北浜ビル一階

ＣＨＥＲＲＹ　ＢＬＯＳＳＯＭパートナーズ合同会社

代表社員　中瀬　渉

組織変更公告

当組合は、生産森林組合の組織を変更して新認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

組織変更後の名称は、（仮称）母子森林保護団体とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、貸借対照表は主たる事務所に備えおいてあります。

令和７年11月17日

兵庫県三田市母子二二五三番地二

母子生産森林組合

組合長理事　塚本　進

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月17日

熊本市中央区新市街一三番一一号三Ｆ

合同会社ｂ－ｓｏｌｕｔｉｏｎ

代表社員　片山　由香

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千六百十二万五千円減少し一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終の事業年度はありません。

令和７年11月17日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＭＣＰ３４株式会社

代表取締役　小野　俊法

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和７年11月17日

東京都港区虎ノ門一―一七―一虎ノ門ヒルズビジネスタワー四階　Ｎｏｕｎ株式会社

代表取締役　野々村健一

資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を四〇〇〇万円減少し、一〇〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月17日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号岸本ビルヂング六Ｆ

ｅＮＮ　Ｆａｍｉｌｙ　Ｏｆｆｉｃｅ合同会社

代表社員　脇坂　尚幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十四億三千三百九十四万六千円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。ただし、募集株式の発行により令和７年12月19日までに資本金の額が増加した場合は、当該募集株式の発行により増加した資本金の額も同額分減少し、その全額を資本準備金とすることにより、最終的な資本金の額を一億円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりですが、期中に資本金の額が増加し、現在資本金の額は二十五億三千三百九十四万六千円となっております。

掲載　官報

掲載の日付　令和７年11月５日

掲載頁　七十一頁（号外第二四四号）

令和７年11月17日

東京都中央区日本橋兜町五番一号

ＰＩＮＥＣＯＮＥ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　服部　周作

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九百九十九万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和７年11月17日

掲載頁　九十二頁（号外第二三一号）

令和７年11月17日

東京都中央区日本橋富沢町九番四号

株式会社ＮｅａｒＭｅ

代表取締役　髙原幸一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十八日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　五十八頁（号外第一四六号）

令和七年十一月十七日

東京都足立区千住緑町一丁目一番一号

株式会社ニッピコラーゲン化粧品

代表取締役　野村　聡

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十七日

東京都千代田区神田神保町三丁目一二番三号神保町スリービル八階

株式会社イーストブリッジホールディングス

代表取締役　阿部　徹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十五億四千九百五十八万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月十七日

掲載頁　七十九頁（号外第五十三号）

訂正公告掲載　令和七年三月三十一日付官報（第一四三四号）三十二頁

令和七年十一月十七日

長野県長野市稲里町一一六三番地

長野日本無線株式会社

代表取締役　大葉　晴彦

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五十一億三千四百九十六万六千四百九十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十日

掲載頁　五十九頁（号外第二〇四号）

令和七年十一月十七日

北海道河東郡士幌町字中士幌幹東一線八四番地一〇

株式会社トーエン

代表取締役　土谷　賢一

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を金六千五百二十二万五千三百八十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月四日

掲載頁　八十頁（号外第二四三号）

令和七年十一月十七日

千葉県船橋市習志野台四丁目四番七号

株式会社アルミナス

代表取締役　秋元　隆宏

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六千二百二十三万九千四百二十八円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十二月十五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十九日

掲載頁　六十二頁（号外第二四〇号）

令和七年十一月十七日

東京都中央区銀座三丁目四－一八

ソプラ銀座株式会社

代表取締役　須田　哲崇

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千五百九万六千九百円、資本準備金の額を三億七千五百九万六千九百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月三十日

掲載頁　一〇八頁（号外第一七四号）

令和七年十一月十七日

東京都港区虎ノ門二丁目二番一号

株式会社アルダグラム

代表取締役　長濱　光

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億六千九百八十七万二千四百二十七円、資本準備金の額を九億六千九百八十七万二千四百二十七円減少し、それぞれ百万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十一月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://odd-no.com/e-publicnotice

令和七年十一月十七日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号

株式会社オッドナンバー

代表取締役社長　丸茂　雄大

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億四千万円、資本準備金の額を金二億六千万円減少することといたしました。

この決定に対し異議ある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月三十日

掲載頁　八十五頁（号外第九十七号）

令和七年十一月十七日

東京都港区北青山三丁目五番一〇号

ＩＣＣＦ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　葉　寿　増

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十四億円、資本準備金の額を三億五千八十六万二千六百四十五円減少し、それぞれ一億円、三十一億四千九百十三万七千三百五十五円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十一月十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十八日

掲載頁　一二七頁（号外第一六六号）

令和七年十一月十七日

東京都千代田区大手町一丁目九番二号

ソニーライフ・コミュニケーションズ株式会社

代表取締役　矢田部順一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百億円、資本準備金の額を二千二百九十七億二千七百九十四万一千九百二十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月十五日

掲載頁　八十七頁（号外第一〇七号）

令和七年十一月十七日

東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号

楽天モバイル株式会社

代表取締役社長　矢澤　俊介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、増資を条件として、資本金の額を十二億五千万円、資本準備金の額を十二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月二十三日

掲載頁　七十八頁（号外第九十一号）

令和七年十一月十七日

横浜市西区みなとみらい一丁目一番一号

株式会社横浜グランドインターコンチネンタルホテル

代表取締役　梅村　東

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億円、資本準備金の額を十億円減少し、それぞれ九千万円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和七年十二月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　八十九頁（号外第六十九号）

令和七年十一月十七日

愛媛県松山市馬木町七〇〇番地

株式会社ＩＳＥＫＩ　Ｍ＆Ｄ

代表取締役社長　酒井　正弘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億円、資本準備金の額を四億円減少し、それぞれ八千万円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　六十九頁（号外第七十二号）

令和七年十一月十七日

愛媛県東温市田窪六六〇番地三

株式会社井関重信製作所

代表取締役社長　黒川　浩明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千九百九十八万七千九百円、資本準備金の額を五千四百九十八万七千九百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://capsuleinc.co/kessankoukoku/

令和七年十一月十七日

福岡市中央区大名二丁目六番一一号

カプセルジャパン株式会社

代表取締役　埴渕　修世

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十七日

千葉県匝瑳市今泉七九八四番地

東宝繊維株式会社

代表取締役　中込　義正

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十七日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号

株式会社Ａ＆Ｋデザイン・ホールディングス

代表取締役　安藤　慶

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十七日

名古屋市天白区野並二丁目二九七番地

名豊特殊鋼株式会社

代表取締役　西尾　友志

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五十八億五千八百十万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表及び損益計算書の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十四日

掲載頁　四十八頁（号外第六十一号）

令和七年十一月十七日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号鉄鋼ビルディング四階

Ｔｏｋｙｏ２０特定目的会社

取締役　山本　祐紀

債権申出の公告（第三回）

当企業年金基金は、令和七年十月一日厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十七日

東京都港区赤坂一―八―一

セゾンテクノロジー企業年金基金

清算人　武田　俊介

訂正公告

令和七年十一月四日掲載の東京地方裁判所立川支部に係る令和六年（チ）第一二号所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告（申立人　株式会社西武不動産（旧商号株式会社西武リアルティソリューションズ））の公告中、届出期間満了日に「令和７年10月21日」とあるのは「令和７年12月19日」、「令和７年12月19日」とあるのは「令和７年10月21日」の誤りにつき訂正します。

訂正公告

令和七年十一月五日（号外第二四四号）（第一回）、令和七年十一月六日（号外第二四五号）（第二回）、令和七年十一月七日（号外第二四六号）（第三回）掲載の梨郷生産森林組合に係る解散公告中、「令和七年九月七日開催の臨時総会の決議により」とあるは「令和七年十月十七日山形県知事の認可を受けて」の誤りにつき訂正します。

令和七年十一月十七日

山形県南陽市梨郷一三五七番地の二

梨郷生産森林組合

清算人　粕谷　信行

取消公告

令和七年十一月十二日（号外第二四九号）掲載の株式会社オフィスＥＭＳに係る宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告は取消します。

扱　店